平成２８年（フ）第３９３号
京都市上京区小川通丸太町上る上鍛冶町329番地
破産者　株式会社二和佐
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
岡山市北区納所55番地１
破産者　株式会社巧塗装工業
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０号
岡山県倉敷市日畑914番地１、旧住所岡山市北区納所55番地１
破産者　棚橋　　巧
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４号
岡山市北区中仙道１丁目10番45号102
破産者　岡田　宏二
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１号
岡山市東区九蟠779番地７
破産者　黒住　隆文
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６５０号
広島市安佐南区西原１丁目３番16号　米田アパート１Ｆ東（開始決定時の住所）広島市安佐南区西原１丁目３番17―203号
破産者　モリタインテリアフィニッシングこと　森田　光暢
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
広島市中区南吉島２丁目４番９号
破産者　細田　　靖
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５号
広島市安佐南区東原３丁目14番26―202号
破産者　玉川　義文
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１号
新潟県阿賀野市本明624番地５
破産者　島田　貴之
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第８５号
石川県野々市市扇が丘30番14号　ドエル・ビリジャン101号、従前の住所金沢市西泉３丁目102番地
破産者　長田　一兵
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８４号
京都市左京区静市市原町646番地５
破産者　小西塗装こと　小西　明志
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２４号
京都市山科区栗栖野華ノ木町22番地の26
破産者　西村　　藍
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４１号
京都府京田辺市興戸和井田17番地11、開始決定時の住所京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目32番16号
破産者　井上　　馨
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野南２－１－４ローレルあざみ野315、住民票上の住所京都市伏見区深草南明町12番地
破産者　御幸町つばき・二条椿こと　小峯　充靖
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
京都市上京区椹木町通油小路東入米屋町271番地
破産者　髙木　繁壽
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
京都市上京区椹木町通油小路東入米屋町271番地
破産者　髙木　節美
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第３４号
東京都八王子市子安町１丁目19番８号クロンヌドール八王子512号
破産者　小池　邦彦
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２０号
東京都調布市柴崎１丁目７番地１都営柴崎１丁目アパート４―303
破産者　篠原　幸子
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８号
静岡県浜松市西区舘山寺町2061番地
破産者　東海酵母食品株式会社
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係